

隠総第 79号
令和4年6月29日

隠岐の島町特別職報酬等審議会会長 様

隠岐の島町長 池田 高世 偉



町長等の報酬及び期末手当等について（諮問）

特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員（以下「町長等」という。）の報酬及び期末手当等について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 現行の町長等の報酬及び期末手当等

区分	役職	給料額	期末加算率	期末手当支給月数
町長、副町長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当等	町長	736,200円	10%	2.95月
	副町長	625,800円		6月：1.40月
	教育長	552,200円		12月：1.55月
町議会議員の報酬額（月額）及び期末手当等	議長	297,000円	10%	2.95月
	副議長	246,000円		6月：1.40月
	議員	205,000円		12月：1.55月

2. 諮問の趣旨

町長が、町長等の報酬に関する条例を町議会に提出する場合は、特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聞くこととなっており、平成16年の町村合併後、行財政改革の厳しい状況を踏まえ、数回に渡り本審議会に諮問し、その答申結果に基づき報酬額の抑制等を断行してきましたが、平成25年度以降は本審議会が開催されていない状況にあります。

このような経緯を踏まえ、平成25年度以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など、行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の町長等の報酬額等が適正か否かについて、ご審議いただきますようお願いいたします。